

重要事項説明書

社会福祉法人 関西福祉会

なないろキディ

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 関西福祉会
所在地	大阪府堺市北区長曾根町 1210-1
電話番号	072-252-6000
代表者氏名	理事長 戸松 祥吏

2. 施設概要

施設の種類	小規模保育事業
施設の名称	社会福祉法人関西福祉会 なないろキディ
施設の所在地	大阪府堺市北区金岡町 3024-2
電話番号	072-240-7716
園 長	園長 野澤 由紀
利用定員	3号認定こども 19名
開設年月日	令和2年4月1日
事業所番号	2714051000945

3. 施設の目的

子どもの健やかな成長のために適切な運営を確保し、良質かつ適正な内容及び水準の特定保育事業の提供を行うことを目的とします。

4. 施設の運営の方針

- (1) 施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重し、差別的な取り扱いや虐待、懲戒に係る権限の濫用等は行わず、常に子どもの立場に立って保育を提供します。
- (2) 堺市、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (3) 施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。
- (4) 利用乳幼児に対する保育が適正かつ的確に行われ、及び当施設による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が提供されるよう、なないろこども園、なないろこども園分園くれよん、新金岡西こども園を連携施設とし、相談、助言その他の保育内容に関する支援を受けることとします。
- (5) 堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）に基づき、施設の運営を行います。
- (6) 保育の質及び職員の資質向上のため、必要な環境を確保し、提供する保育の自己評価を行い、常にその改善を図ります。

5. 施設・設備等の概要

敷地	敷地全体	307.75 m ²
	園庭	50 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階建て
	延べ面積	215.26 m ²
	築年月	平成27年3月
連携施設	なないろこども園	なないろこども園 分園 新金岡西こども園

設備	部屋数	
保育室	1	0歳児 1歳児 2歳児
調理室	1	

6. 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	委託
園長	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	11	1	10	
調理員	3	0	3	

当施設は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(小児科・内科)

医療機関の名称	医療法人社団ワッフル ぐんぐんキッズクリニック
小児科医師名	中野 景司
所在地	堺市北区中百舌鳥町2丁目21大林ビル1F
電話番号	072-275-8502

(歯科)

医療機関の名称	八百歯科医院
小児科医師名	八百 正浩
所在地	堺市堺区向陵中町5-3-15
電話番号	072-258-6269

7. 保育の提供日

月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。

8. 保育の提供時間

(1) 保育標準時間

基本時間：午前7時30分から午後6時30分

延長時間：午後6時30分から午後7時

(2) 保育短時間

基本時間：午前9時から午後5時

延長時間：午前7時30分から午前9時

午後5時～午後6時30分

9. 保育の内容

当園は、保育の提供に当たっては、保育所保育指針に基づき、提供します。

(1) 保育の提供

上記8に記載する時間において保育を提供します。

(2) 保育の理念

豊かな人間性を育てることを大切にされた保育を提供します。

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分	11時00分	15時	
1歳児	9時30分	11時00分	15時	
2歳児	9時30分	11時30分	15時	

*献立表は毎月別途配信します。

*食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。

(4) 特別支援の必要な子どもの保育

集団での保育を提供します。また、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成します。

(5) その他

延長保育を実施します。

10. 利用定員

0歳児 3名 1歳児 8名 2歳児 8名

11. 利用者負担金

(1) 保育に係る利用者負担(保育料)

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 延長保育に係る利用者負担(保育短時間の場合は上記8に記載の通り負担)

1日単位利用 0.5時間 500円

(3) その他利用者負担額

項目	負担を求める理由及び目的	金額
絵本費	保育の一環として言葉の習得 (2歳児)	月額 400円程度
体操服代	保育方針として	別途 一覧表参照
学習用品代	学習するに当たっての個別用品	別途 一覧表参照

・(1)～(3)の支払方法は別途お知らせします。

12. 利用にあたっての留意事項

(1) 入園(選考方法)

ア 3号認定の子ども(市町村の利用調整結果に基づき、選考します。)

(2) 退園

ア 契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の1ヶ月前までに退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には退園させることができます。

- ① 3号認定子どもの保護者が、支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- ② その他、保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な背信行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。
- ③ 再三の督促にも関わらず、保育利用料等を支払わないとき。

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1ヶ月前までに退園届を提出してください。

(4) 修了

子どもが満3歳に達した年度末で保育の提供を終了します。

1 3. 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める非常防災対応マニュアルにより対応します。

防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災報知機 ・ ガス警報器 ・ 誘導灯 ・ 消火器
避難・消火訓練	毎月1回以上実施します。
避難場所	金岡小学校

1 4. 緊急時の対応

利用している子どもに病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合、子どもの家族等に連絡を行うとともに、医学的対応等、必要な措置を行うこととします。

1 5. 保険に関する事項

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

種 類	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
内 容	園の管理下において児童が災害に遭った場合の治療費や見舞金の給付を行う制度
補償金額	医療保険並の療養に要する費用の4/10 障害見舞金4000万円～88万 死亡見舞金3000万円

1 6. 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
解決責任者	園長 野澤 由紀
受付担当者	廣瀬 章乃
相談時間	当園の開園日・開園時間内
電話番号	072 - 240-7716

第三者委員		
氏 名	堀口 昌弘	
役職・肩書等	元郵便局 局長	

17. 個人情報の取扱い

当園は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとし、なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

- ア 修了後の施設への円滑な移行・接続が図られるよう、修了にあたり入園予定の施設との間で情報を共有します。
- イ 他の教育・保育施設等へ転園する場合、その他きょうだい別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- ウ 緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

18. 虐待の防止

当園では、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。

19. 非常災害時の対策

当園では、自然災害や火災の発生等、万が一の事態でも保育が継続できるよう、なないろこども園、新金岡西こども園と連携施設協定を締結しています。協定に基づき保育の提供を受ける場合があることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

20. 連携施設

下記施設を連携施設として設定しています。

施設名	なないろこども園	堺市北区金岡町3042-2
	なないろこども園分園 くれよん	堺市北区長曾根町3035-2
	新金岡西こども園	堺市北区新金岡町2-5-19

【連携内容】

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 1. その他の留意事項

- (1) 送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は事前に保護者から連絡をお願いします。
- (2) 自動車での送迎は、当園の近隣住民に迷惑がかからないよう交通ルールを遵守することをお願いします。
- (3) 保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園長が設定します。
- (4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に当保育園及び利用者に係る誹謗・中傷又は個人情報に掲載は禁止します。